

# 申請・届出関係一覧

## 申請・届出場所：財政局技術監理部技術企画課

### 1. 都市基準点を使用したい場合

- 「基準点使用承認申請書」【様式第5号】で申請する。
- 「基準点使用包括承認申請書」【様式第6号】で申請する。  
※包括承認申請は、土地家屋調査士会等の団体を対象とする。

### 2. 都市基準点の使用承認をもらい、使用が終了した場合

- 「基準点使用報告書」【様式第9号】で報告する。  
注)使用包括承認の場合は、毎月末日に報告が必要。

### 3. 都市基準点の測量成果の閲覧をしたい場合

- 窓口にて「受付簿」に記載する。

### 4. 都市基準点の測量成果の写し(証明なし)の交付を受けたい場合

- 窓口にて「受付簿」に記載する。

### 5. 都市基準点の測量成果の写し(証明付)の交付を受けたい場合

- 「測量成果の写し(証明付)の交付申請書」【様式第4号】で申請する。

### 6. 都市基準点設置場所の付近でその効用を害する恐れのある工事等を施行する場合

- 当該基準点及び工事等の内容を技術企画課に申し出る。(様式なし)  
【効用を害する恐れのある工事】
  - (1)掘削底面端から45度の線に測量標(建物の屋上等に設置されたものを除く。)の構造物が入る掘削工事等。
  - (2)杭打ち又は杭抜き工事等に伴う振動が基準点に影響を及ぼすと判断される工事等。
  - (3)その他、基準点の効用を害すると思われる工事等。

### 7. 都市基準点設置場所の付近でその効用を害する恐れのある工事等を施行し、当該等基準点の効用を確認した場合

- 「基準点効用確認報告書」【様式第10号】(工事竣工後の写真及び測量成果の異常の有無が確認できる測量資料を添付)で報告する。

※効用の確認のための測量方法及び効用阻害の判定基準は以下の通り

- ①. 既存基準点を使用する場合  
福岡市公共測量作業規程第37条(観測値の点検及び再測)並びに同条運用基準に準じるものとする。
- ②. 引照点を使用する場合  
別表によるものとする。

8. 都市基準点設置場所の土地所有者等が、都市基準点の一時撤去又は移転を依頼する場合

■「基準点(一時撤去・移転)協議依頼書」【様式第11号】で協議依頼をする。

9. 都市基準点設置場所の土地所有者等以外が、都市基準点の一時撤去又は移転を申請する場合

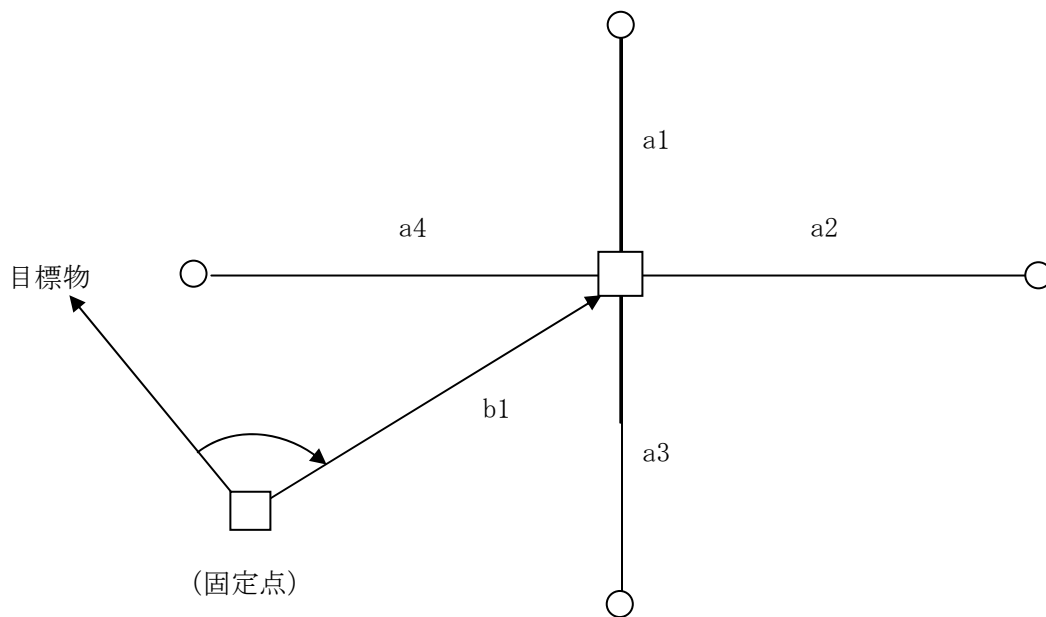
■「基準点(一時撤去・移転)承認申請書」【様式第12号】  
(工事概要が分かる資料を添付)で申請する。

10. 都市基準点の機能を回復した場合

■「基準点機能回復届」【様式第14号】(測量成果及び検定証明書の写しを添付)で届け出る。

引照点使用による基準点効用確認方法（別表）

項目	作業内容
測量方法	方向の切合と、距離の測定及び固定点からの方向観測による。
引照点の選定	工事、車両等による震動の影響がない場所で杭設置による。
引照点数	直線クロスで2方向4点以上とする。 固定点は近くの永久構造物を利用する。
観測回数	距離測定は2読定1往復 方向観測は2対回
測量器具	2級トランシット 鋼巻尺（距離測定）
合否判定値	距離 5mm （前・後の比較） 方向角 30秒



a1~a4 . . . 各々 30 m以上

b1 . . . 50 m以上

目標物までの距離は200 m以上とし、避雷針等を利用する。